

保証委託約款

私(連帯債務の場合は、特に断りのない限り、本書面記載の債務者の全員をいう。)は、表記金融機関(以下「金融機関」という)の表面記載のローンによる金銭消費貸借契約(以下「貸付契約」という)において負担する債務について、株式会社クレディセゾン(以下「保証会社」という)に下記の規定に基づく保証を委託します(以下「この取引」という)。また、表記連帯保証人(以下「連帯保証人」という)も、以下の各条項を承認します。

第1条(保証委託の内容)

- (1)私の委託に基づいて保証会社が負担する保証債務は、私が金融機関との間の貸付契約に基づいて、金融機関に対して負担する借入元本、利息、損害金、その他一切の債務を主債務とした連帯保証債務とします。
- (2)前項の保証は、保証会社が保証を適当と認め保証決定をし、金融機関が私に融資を実行(資金交付)したときに効力を発生するものとします。ただし、私が第14条第1項第1号の方法により保証料を支払う場合においては、保証料の支払がなければ保証の効力は発生しないものとします。
- (3)保証会社の保証債務は、貸付契約に基づいて私が借り入れた債務について弁済が終わるまで存続するものとします。

第2条(原債務の履行義務)

保証会社が保証した債務(以下「原債務」という)について、私および連帯保証人はその支払期日に必ず原債務を履行し、保証会社には何ら負担をかけないものとします。

第3条(代位弁済)

私および連帯保証人は、保証会社が私および連帯保証人に対する事前の通知をせずに、原債務の一部または全部を保証会社の任意の方法で代位弁済しても差し支えないものとします。

第4条(求償の範囲)

保証会社が保証債務を履行したときは、私および連帯保証人は保証会社に対して直ちに弁済するものとし、その範囲は次の各号のすべてを含むものとします。

- ①保証会社の履行金額
- ②保証会社の保証債務履行のために要した金額
- ③保証会社の保証債務履行日の翌日から完済に至る日までの期間について代位弁済額に対する年14.6%の割合の遅延損害金
- ④その他保証会社の私および連帯保証人に対する権利の行使もしくは債権の保全または担保の取立もしくは処分のために要した費用およびこの取引から生じた一切の費用(訴訟費用および弁護士費用を含む)

第5条(履行の請求の効力)

- (1)保証会社が連帯債務者(本書面記載の主債務者及び連帯債務者並びにこの取引締結後に新たに主債務者又は連帯債務者となった者を含む。以下この条において同じ。)のうちの一人に対して履行の請求をした場合、その効力は他の連帯債務者にも及ぶものとします。
- (2)保証会社が連帯保証人のうちの一人に対して履行の請求をした場合、その効力は連帯債務者および他の連帯保証人にも及ぶものとします。

第6条(弁済の充当順序)

この取引による債務および保証会社とその他の取引による債務がある場合にはその債務を含めて、弁済金が私および連帯保証人の債務の全額を消滅させるに足りないときは、保証会社が適当と認める順序方法により充当することができ、その充当に対して私および連帯保証人は異議を述べないものとします。

第7条(担保)

- (1)私および連帯保証人は、保証会社の求めに応じて、保証会社に対して将来負担することのあるべき求償債務を担保するため、この取引締結後速やかに、保証会社又は金融機関が適当と認める不動産(以下「担保物件」という。)に保証会社又は金融機関を権利者とする抵当権設定登記をします。
- (2)私および連帯保証人は、前項の担保につき、その一部もしくは全部が滅失したとき、もしくは価格の下落により担保が不足したとき、または私もしくは連帯保証人に信用不安が生じた場合等、保証会社において求償債務につき、債権保全を必要とする相当の事由が生じたときは、保証会社の請求により直ちに保証会社または金融機関に対し、増担保を差し入れ、または連帯保証人をたて、もしくはこれを追加、変更するものとします。
- (3)私および連帯保証人は、保証会社または金融機関の求めに応じて、直ちに保証会社または金融機関の指定する契約内容の火災保険契約を締結し、その保険金請求権に保証会社または金融機

関のために質権を設定することを異議なく承諾します。

第8条(連帯保証人)

- (1)連帯保証人は、私がこの取引に基づき保証会社に対し負担する一切の債務について、私と連帯して保証し、その履行については、この取引の各条項に従います。
- (2)連帯保証人は、金融機関に原債務を第三者弁済しても、保証会社に対しては求償権を有しないものとします。
- (3)連帯保証人が求償債務を履行した場合、代位によって保証会社から取得した権利は、私と保証会社との取引継続中は、保証会社の同意がなければこれを行使しません。
- (4)連帯保証人は、保証会社がその都合によって担保または他の保証を変更、解除しても免責を主張しません。

第9条(求償権の事前行使)

- (1)私または連帯保証人について、次の各号の事由が一つでも生じた場合には、保証会社は第3条の代位弁済前に求償権を行使することができるものとします。
 - ①原債務が弁済期にあるとき、または原債務の期限の利益を失ったとき
 - ②支払の停止、競売、または破産、民事再生開始を申し立てられ、もしくは自ら申し立てたとき
 - ③手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき
 - ④私または連帯保証人の金融機関に対する預金その他の債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき
 - ⑤私または連帯保証人が保証会社または金融機関に対する債務の一部でも履行を遅滞したとき
 - ⑥租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押えを受けたとき
 - ⑦住所変更の届出を怠るなど私または連帯保証人の責に帰すべき事由によって、保証会社に私または連帯保証人の所在が不明となったとき
- (2)次の各号のいずれかに該当した場合には、保証会社は私または連帯保証人に対する請求によって、第3条の代位弁済前に求償権を行使することができるものとします。
 - ①私または連帯保証人が保証会社または金融機関との取引約定に違反したとき
 - ②私または連帯保証人が保証会社または金融機関に虚偽の資料提供または報告をしたとき
 - ③前各号のほかの債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき

第10条(反社会的勢力の排除)

- (1)私または連帯保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)に該当しないことおよび次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来においても該当しないことを確約します。
 - ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③私または連帯保証人自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (2)私または連帯保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて金融機関もしくは保証会社の信用を毀損し、または金融機関または保証会社の業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為
- (3)私または連帯保証人が、暴力団員等もしくは本案第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為

をし、または第1項における表明または確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私または連帯保証人との取引を継続することが不適切である場合には、保証会社は、私に対する通知により、私とのすべての契約を直ちに解約することができるものとし、ます。

- (4)前項により私とのすべての契約を解約したことにより私または連帯保証人に損害が生じた場合でも、保証会社は、私または連帯保証人に対し一切の損害賠償責任を負いません。また、保証会社に損害が生じたときは、私または連帯保証人は、その損害を賠償する責任を負うものとします。

第11条(中止、解約)

- (1)私または連帯保証人が第9条第2項の一つに該当したとき、その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたときは、いつでも保証会社はこの保証を中止し、または解約できるものとします。
- (2)前項によりこの取引が解除となった場合は、団体信用生命保険に関する保証(保障)も解除されることを異議なく承諾します。
- (3)この取引が前項により中止または解約された場合にも、保証会社の保証債務は、私または連帯保証人が既に個別に借り入れた債務については、その弁済が終わるまで継続します。
- (4)前項の定めにかかわらず第1項により保証会社から中止または解約の通知をしたときは、私または連帯保証人は直ちに原債務の弁済その他必要な手続きをとり、保証会社負担をかけないものとします。
- (5)私が第14条第1項第1号に基づき、全保証期間分の保証料を一括払いした場合において、この取引が解除となった場合は、保証会社が解除事由を認識した日の属する月の翌月以降分の保証料相当額から保証解約手数料および振込手数料を差し引いた金額が返戻されることを異議なく承諾します。また、返戻される保証料相当額が保証解約手数料および振込手数料に満たないときは返戻されないことについて異議なく承諾します。

第12条(届出事項の変更・成年後見人等の届出)

- (1)私または連帯保証人は氏名、住所、印鑑、勤務先、職業等届出事項に変更があったときまたは家庭裁判所の審判により補助、保佐、後見が開始され、もしくは任意後見監督人が選任されたときは、直ちに書面によって金融機関を経由して保証会社に届出るものとします。
- (2)前項の届出を怠ったために、保証会社がした通知または送付した書類等が、延着しまたは到着しなかった場合には、通常到着すべきときに到着したものとみなします。

第13条(報告および調査)

- (1)私または連帯保証人の財産、債務、経営、業況、勤務先、収入、担保物件、信用状況、この取引による借入金の使途等について保証会社が請求したときは、私および連帯保証人は直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。
- (2)私または連帯保証人の財産、債務、経営、業況、勤務先、収入、担保物件の状況、信用状況について著しい変化が生じたとき、または生じるおそれがあるときは、私および連帯保証人は保証会社から請求がなくても直ちに報告するものとします。
- (3)保証会社の求償権の行使に影響がある事態が生じたとき、または生じるおそれがあるときも前項と同様とします。
- (4)私および連帯保証人は、保証会社による競売等の法的手続、私または連帯保証人の所在確認等において保証会社が管轄自治体から住民票等を取得する必要がある場合には、これに異議なく委任・協力します。

第14条(保証料)

- (1)私は、保証料(金融機関経由で別途通知)を、次の各号のいずれかの方法により支払います。また、保証期間の延長等に伴い追加の保証料が発生した場合、当該延長等に応じた追加の保証料(金融機関経由で別途通知)を保証会社所定の方法により支払います。
 - ①全保証期間分の保証料を一括払い
 - ②毎月の分割払い(一定料率の保証料に相当する額を含めて金利・手数料として金融機関に支払い、金融機関が保証料を毎月保証会社に支払う方式)
- (2)私は、前項第1号の方法にて保証料を保証会社に支払い次の各号の手続きを行った場合、または第11条第5項に定める場合以外に保証料相当額が返戻されないことについて異議なく承諾します。
 - ①金融機関に対する借入金の全部繰上返済。

- ②金融機関に対する借入金の一部繰上返済または期間短縮。
- ③金融機関に対する借入金の一部繰上返済を伴った返済期間の短縮。

- (3)私は、前項各号に基づく保証料相当額の返戻の場合において、次の各号のいずれかにあてはまる場合は、当該保証料相当額の返戻にあたり、保証会社所定の計算にて定める保証解約手数料および振込手数料を差し引いたうえで、保証会社所定の方法および時期に返戻することについて異議なく承諾します。また、返戻される保証料相当額が保証解約手数料および振込手数料に満たないときは返戻がないことについて異議なく承諾します。
 - ①金融機関に対する借入金の全部繰上返済により当該全部繰上返済がなされた日の属する月の翌月以降についての保証料相当額の返戻が発生したとき。
 - ②一部繰上返済による保証金額の減少もしくは保証期間の短縮またはその双方に基づき保証料相当額の返戻が発生したとき。
- (4)前項の保証解約手数料については、経済情勢等により将来変動することについて異議なく承諾します。
- (5)私は、保証会社が金融機関に代位弁済を行った場合、保証料相当額が返戻されないことを異議なく承諾します。

第15条(事務手数料)

- (1)私は、本件保証の引受に伴って事務手数料が発生する場合には、事務手数料(金融機関経由で別途通知)を、保証会社所定の方法により支払います。
- (2)私は、各種条件変更等を行う際に事務手数料が必要となる場合には、事務手数料(金融機関経由で別途通知)を、保証会社所定の方法により支払います。
- (3)私は、保証会社に支払った事務手数料が返戻の対象とならないことを異議なく承諾します。

第16条(表明保証)

私および連帯保証人は、保証会社に対し、この取引の締結日およびこの取引の有効期間中において、以下の事実が真実であることを表明し、保証します。

- (1)保証会社または金融機関に対して提出した申込書、その他の書類に記載した事項について、別途申告した場合を除き、変更がないこと。
- (2)この取引および貸付契約に関して、保証会社に求められた事項を全て申告し、保証会社に求められた書類を全て提出したこと、ならびに、当該申告および当該提出書類に記載された事項は全て真実であること。

第17条(公正証書の作成)

私および連帯保証人は、保証会社が請求したときは、いつでも公证人に委嘱してこの取引による債務の承認および強制執行の認諾のある公正証書の作成に必要な手続きをとるものとします。

第18条(契約の変更)

私および連帯保証人は、保証会社が民法548条の4の規定に基づき本約款を変更する場合には、効力発生時期を定め、インターネットその他の適切な方法で周知したうえで変更することに合意します。

第19条(債権の譲渡)

私および連帯保証人は、保証会社が私に対して有する債権を第三者に譲渡しても異議を述べないものとします。

第20条(個人情報の取扱いに関する同意)

私および連帯保証人は、別途定めのある「個人情報の取扱いに関する同意条項」の内容に同意するものとします。

第21条(合意管轄裁判所)

私および連帯保証人は、この取引に関して紛争が生じた場合には訴訟額の多少にかかわらず、保証会社の本社を管轄する簡易裁判所および地方裁判所を専属的な合意管轄裁判所とすることに合意します。

第22条(準拠法)

私および連帯保証人は、この保証委託に基づく準拠法を日本法とすることに同意します。

以上